

## 令和7年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年11月5日（水）  
午前9時30分～午前11時20分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人
- |      |       |       |
|------|-------|-------|
| 会長   | 23番   | 長谷 韶夫 |
| 会長代理 | 22番   | 金田 修一 |
| 委員   | 2番    | 牧野 和吉 |
|      | 5番    | 加藤 輝夫 |
|      | 7番    | 中村 敏  |
|      | 10番   | 北森 康雄 |
|      | 12番   | 森川 重光 |
|      | 14番   | 杉林 清則 |
|      | 16番   | 山崎 修  |
|      | 18番   | 林 作三  |
|      | 21番   | 山崎 巍  |
| 24番  | 金木 洋子 |       |
| 3番   | 各川 豊章 |       |
| 6番   | 国谷 晃  |       |
| 9番   | 木下 幸雄 |       |
| 11番  | 坂井 義彦 |       |
| 13番  | 北山 久雄 |       |
| 15番  | 熊南 昭浩 |       |
| 17番  | 西田 清範 |       |
| 20番  | 大橋 芳信 |       |
4. 欠席委員 3人
- |    |       |
|----|-------|
| 1番 | 松本 則幸 |
| 8番 | 大道 勝則 |
5. 議題
- |          |  |
|----------|--|
| 議案第25号   | 農地法第3条の規定による許可申請について                           |
| 議案第26号   | 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について                |
| 議案第27号   | 営農型太陽光発電に係る農地法第3条及び第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議案第28号   | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について |
| 議案第29号   | 競売買受適格証明書の交付について                               |
| 議案第30号   | 農地法第5条第4項の規定による協議について                          |
| 報告事項第32号 | 農地法第3条の規定による許可申請の専決処分について                      |
| 報告事項第33号 | 農地法第3条の3の規定による受理について                           |
| 報告事項第34号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                         |
| 報告事項第35号 | 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について            |
| 報告事項第36号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取消について                 |

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、松本委員、茂委員、大道委員より欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 ただ今より令和7年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案6件、報告事項5件でございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。

24番 金木委員、3番 各川委員両委員にお願いしたいと思います。

会長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。なお、5番・6番については、後ほど、議案第27号で審議いたします。

事務局 議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第25号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから9ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は、18,497.00m<sup>2</sup>です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

1番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕

作農地に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、リンゴを栽培する予定です。

3番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、サツマイモやじゃがいもを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地が耕作農地に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

5番・6番については、この後の議案第27号で別途説明いたします。

7番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

8番・9番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、じゃがいも、なすなどを栽培する予定です。

10番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、大根、じゃがいも、かぶらなどを栽培する予定です。

11番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、大根、ほうれんそうを栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、たまねぎを栽培する予定です。

13番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、たまねぎ、じゃがいもを栽培する予定です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、5番・6番を除いて、申請どおり「許可」することいたします。

会長 続きまして、議案第26号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。5条4番については、後ほど、議案第27号で審議いたします。

事務局 続きまして、議案第26号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は11ページから19ページになります。

まずははじめに、10月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が2件、5条申請が9件、合計面積は5,481.33m<sup>2</sup>です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は5条申請1番、3番、5番の3件でございます。

議案書の12ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域神明地区において、申請地の一部に建物が建築されているため、分割して是正する申請でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、4条申請2番は、大沢野地域船崎地区において、申請地の一部に建物が建築されているため、是正する申請でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の14ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域熊野地区において、病院及び介護施設を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

続きまして、5条申請2番は、富山地域針原地区において、資材置場及び駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設や教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種

農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請3番は、富山地域神明地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

議案書の16ページをご覧ください。

5条申請4番については、この後の議案第27号で別途説明いたします。

続きまして、5条申請5番は、富山地域古沢地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

続きまして、5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅を更地で分譲する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

議案書の18ページをご覧ください。

5条申請7番は、婦中地域速星地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

続きまして、5条申請8番は、婦中地域朝日地区において、すでに宅地の一部となっている申請地を是正し、売買により取得した宅地を含めて一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

続きまして、5条申請9番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、鉄道の駅から半径500メートルの範囲内の農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

〇〇委員 4条申請1番について質問がございます。転用にあたっては面積の制限があるところ、本土地は908m<sup>2</sup>のうち86m<sup>2</sup>を分筆なしで転用することですが、何か特例があるのですか？本来は分筆が必要なのですよね？

事務局 本件は、既に農家住宅敷地である隣地との境界が不明瞭であったもので、建物が農地である本土地にかかっている部分を測量したところ、86m<sup>2</sup>あったという事例です。本来は分筆が必要なのですが、今回は4条申請で権利異動もございませんので、分筆は不要とし、測量図で確認した面積について転用ということで申請を受け付けました。なお、既存宅地の面積と併せて、農家住宅への転用要件である1000m<sup>2</sup>以内を満たしております。

また、過去にも同様の事例があり、県にもこの対応で問題ないことを確認しております。

〇〇委員 4条の場合はそこまで厳密ではないのですね。わかりました。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしのことありますので、議案第26号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第27号「営農型太陽光発電に係る農地法第3条及び第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第27号営農型太陽光発電に係る農地法第3条及び第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書のページは21ページから24ページになります。位置図も併せてご確認ください。

別添の資料にも記載がございますが、営農型太陽光発電とは、一時

転用許可を受け、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、その下部で適切に営農を継続しながら発電を行う取り組みをいいます。

今回の案件の内訳について、5条申請として、「農地所有者から発電事業者へ太陽光パネル設備の支柱に対する一時転用」の1件と、3条申請として、「太陽光パネル設備に対する農地所有者から発電事業者へ地上権設定」、「太陽光パネル設備の下部で営農を行う農地所有者から耕作者へ使用貸借権設定」の2件となります。

申請農地では、ブルーベリーをポット栽培する予定であり、耕作者や設置等の許可基準を満たしているため、これを認めるものでございます。

一時転用期間は、認定農業者等の扱い手が下部の農地で営農を行う場合、許可日から10年間となっております。

また、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「仮設工作物の設置その他の一時転用」を適用しております。

以上でございます。

会長 それでは、現地確認について、地区担当委員であります●●委員から報告をお願いします。

(●●委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

△△委員 内容がよくわからないので確認したいのですが、本件の土地の所有者は▲▲ですか？

事務局 所有者は▲▲です。

△△委員 営農を行う扱い手というのは？

事務局 □□です。

△△委員 それで、■■が発電事業者ですか。

事務局 はい。▲▲の土地に、グループ会社で発電事業者の■■が太陽光パネル設備の支柱に対する一時転用を行い、併せて地上権の設定を行います。

△△委員 それで、担い手である□□は使用貸借権設定を行うということですか。

事務局 はい、認定農業者ということで、10年間の使用貸借権設定を行います。

△△委員 わかりました。ありがとうございます。

◇◇委員 こういった事例は他にあるのですか。

事務局 富山市では初となります。市外では、氷見市で▲▲が営農型太陽光発電を行い、太陽光パネルの下で水稻を栽培している事例があります。

◇◇委員 太陽光パネルの下で収穫ができるのですか。

事務局 太陽光パネルがない農地と比較すると営農効率が下がるということになりますが、平均的な単収と比較しておおむね2割以上の減収がないことが条件となります。なお、毎年、栽培実績や収支状況を報告させ確認することとなります。

〇〇委員 □□自体は、営農実績のある会社なのですか。

事務局 認定農業者に認定されておりまして、他の土地では野菜等を栽培しておられます。

●●委員 池多地区で野菜を作つておられ、地場もん屋へも卸しておられます。

◇◇委員 太陽光パネルは、遮光性があるのではないのですか？

事務局 家庭用の太陽光パネルとは異なり、営農型に特化した薄い、透明なパネルになっております。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第27号「営農型太陽光発電に係る農地法第3条及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、3条は「許可」とし、5条は「許可相当」と意見を付して市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、25ページから35ページです。

今回の申請件数は68件あり、設定面積は、435,834m<sup>2</sup>です。農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

△△委員 これは、相対契約ですか？

事務局 相対契約ではございません。農地中間管理機構を通した利用権設定です。

△△委員 貸し手が農地中間管理機構に農地を渡し、借り手に利用権設定をするというものでしょうか。

事務局 そうです。昨年度までは土地所有者が農地中間管理機構に貸し出す農地だけが本手続きの対象でしたが、法律改正や地域計画の策定が終了したことから、今年度から、利用権の設定については、農地法第3条によるもの以外はすべて農地中間管理機構を通すこととなりました。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことありますので、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会長 続きまして、議案第29号「競売買受適格証明書の交付について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第29号農地法第3条の規定による競売買受適格証明書の交付についてご説明いたします。議案書は36ページから37ページとなります。

富山地方裁判所による競売物件で、入札期間は令和7年11月19日から11月26日です。売却決定日時は令和8年2月3日午前9時40分となっております。

証明書交付基準ですが、3条許可基準と同様で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、願出書類においては各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 現地確認について、地区担当委員であります◆◆委員より報告をお願いいたします。

(◆◆委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明がありました証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請書通り交付すること、また交付者が競売落札者となり、農地法第3条の申請をした場合の許可については、専決処分とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第29号「競売買受適格証明書の交付について」、決定及び承認することといたします。

会長 続きまして、議案第30号「農地法第5条第4項の規定による協議

について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第30号農地法第5条第4項の規定による協議についてご説明いたします。議案書のページは38ページから39ページになります。位置図も併せてご確認ください。

この案件は、富山市が転用事業を行う際、農地転用の協議を行うこととされていますが、協議を成立させようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならないと規定されているため、今回申請があつたものです。

申請地について、市長部局において現地確認や書類審査を行っており、その内容に関して「意見なし」と回答するものです。  
以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました協議について、ご意見等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、意見なしとすることについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第30号「農地法第5条第4項の規定による協議について」、意見なしとすることといたします。

会長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第32号 農地法第3条の規定による許可申請の専決処分について

第33号 農地法第3条の3の規定による受理について

第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第35号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取消しについて

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第32号農地法第3条の規定による許可の専決処分について、ご報告します。議案書は、40ページです。

議案書に記載の不動産に対する担保不動産競売事件について、8月

総会において、買受適格証明書の交付申請がありましたので、お諮りしたものです。

申出者が落札者となったことから、会長の専決処分により農地法第3条の規定による許可をしましたのでご報告いたします。

報告事項第33号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

議案書は、41ページから50ページです。

今回の受理件数は28件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第34号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、51ページから53ページです。

解約件数は6件で、解約面積は31,992m<sup>2</sup>です。今回の解約に関する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第35号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は54ページから59ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が15件、合計面積は8,071.13m<sup>2</sup>です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000m<sup>2</sup>以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、56ページの5条1番の1件となります。

続きまして、報告事項第36号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の取り消しについて、ご報告いたします。

議案書は、60ページをご覧ください。

案件は1件でございます。本件は、平成26年4月21日付けで農地法第5条で届出されましたが、当該賃貸借契約は終了し、今回周辺土地と一緒に開発計画が持ち上がり、新たに転用することとなったため、受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もないようですので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 それでは次に、3. 協議・報告事項等について、事務局から報告・説明をお願いします。

まずは、10月28日に開催した運営委員会で決定した「令和8年度 農地利用最適化推進施策に関する意見書」について、事務局より報告をお願いします。

タブレットに送信してある「【資料1】①R8意見書（確定）」をご覧ください。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今、報告がありました意見書について、ご意見があれば承りたいと思います。

会長 それでは、「意見書」については、会長、会長代理の3名にて、市に提出いたします。

会長 次に、「農地のマッチング事業」について、運営委員会で決定した取組みを事務局より報告をお願いします。

タブレットに送信してある「【資料2】農地マッチング事業」をご覧ください。

(事務局説明)

会長 今ほど、報告がありました「農地のマッチング事業」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

▽▽委員 私も耕作放棄地の所有者等に依頼されマッチングを行うことがあります、譲受人が見つかっても、取引金額をいくらにすれば良いのかという部分で行き詰ります。譲渡人と譲受人の間で適正価格が一致すれば良いのですが、金額の相談をされても、農業委員としては不動産業ではないため難しいです。

このような話は、事務局に持って行って良いのでしょうか？

事務局 マッチング事業を行っている中でも、取引金額の折り合いがつかないという案件がございます。特に売買については金額の調整等が難しく、農業委員会は不動産業を行えませんので、最終的には当事者間で折り合いをつけていただくほかありません。

今回、マッチング事業を見直しするにあたり、農地の利用希望者には希望価格についても確認し、その条件も公表した上で、所有者からの申込みを募りたいと考えております。

農地を適正に利用していただくために本事業を提案させていただいたところですので、皆さんのご協力をいただきたく、よろしくお願

いします。

▽▽委員 当事者間で金額の折り合いがつかない際に、農業委員がそうした話介入して良いのかと思いまして…。双方の希望について、何か事務局に提出するものはあるのでしょうか？

事務局 現行のマッチングは、令和5年度に地域計画を策定する際に取ったアンケートを元に行っているのですが、2年経過しており、所有者の最新の情報ではありませんので、売りたい・貸したいという相談を受けた場合は、農地の場所と有償・無償の希望を確認しております。マッチング事業を見直すにあたり、最低希望金額を確認したいと考えており、事前に金額を把握することで、マッチングがよりスムーズに実施でき、金額調整等の負担を軽減できるよう進めたいと考えております。

取引金額は当事者間で調整し、決定していただくのが原則であると考えておりますが、農業委員会としてできることはしていきたいと考えております。農地を借りたい、買いたいという方がおられましたら、事務局にご案内ください。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

会長 それでは、農地のマッチング事業については、公開して、実施してみて改善点があれば、見直すということで進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

会長 次に、「全国農業新聞の購読」について、私から説明をいたします。

(長谷会長説明)

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今の説明について、ご質問があれば承りたいと思います。

会長 委員の皆様には、全国農業新聞の購読について、ご協力をお願いします。

会長 次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明のありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 私からよろしいですか。3条の現地調査には原則譲受人の立ち合いを求めるということですが、事務局窓口で3条申請があった際は、その旨事務局より説明していただけるのですよね。

事務局 はい。3条申請の受付時、現地調査があること、そして現地調査時は原則譲受人に立ち合いをお願いしたいことを、窓口に来られた方に説明します。農業委員の皆様は、それを踏まえて立ち合いを求めていただきますようお願いします。

▼▼委員 過去に申請があったものはよろしいのでしょうか？

事務局 過去のものについては、遡って立ち会うことはできませんので、今後の取り扱いということでおよろしくお願ひします。

★★委員 3条の許可後、しばらく耕作されていない農地がある場合は、譲受人に現地調査に来ていただき、事情を聞かないといけないということでしょうか？

事務局 その場合は、譲受人は、農地所有者として遊休農地における対応対象となりますので、別途事務局へご連絡ください。

なお、農地を耕作せず、遊休化された方は、条件つきではありますが新たに農地を3条取得することができないことをご承知おきください。

☆☆委員 譲受人の連絡先はどのように把握すればよろしいのですか？推進委員に届く書類には申請者の連絡先が載っているのですが、農業委員に届く書類には載っておりません。

事務局 農業委員の皆様に現地調査をお願いする際に、申請書の写しをタブレットにお送りしていると思います。申請手続き者が代理人である場合は代理人の連絡先のみ記載があり、譲受人の連絡先はないことがあります、その場合は、代理人に連絡していただき、原則譲受人に立ち会っていただくようお願いをしてください。ただし、強制ではありませんので、あくまで農地の適正利用のためということでご協力お願ひいたします。

☆ ☆ 委員 元々地元で農業をしている方なら心配ないですが、新規就農者や他市町村の方が農地を取得される場合は、適正利用されるかの確認を行う必要があります。今回の手順変更の目的はそういうことですので、よろしくお願ひします。

会長 それでは、これにて令和7年度第8回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。